

一括下請負の禁止

建設業法第22条(一括下請負の禁止)

- 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはいけません。(第1項)
- 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってははいけません。(第2項)
- 第1項又は第2項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの(共同住宅を新築する建設工事)以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者より書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しません。(第3項)

公共工事入札契約適正化法第14条(一括下請負の禁止)

- 公共工事については、いかなる理由があっても一括して他人に請け負わせることや請け負うことはできません。(法第22条第3項は、適用しません。)

●建設業者とは、建設業の許可を受けている業者をいいます。

●建設業を営む者とは、建設業の許可の有無を問わず、全ての建設業を営む者をいいます。

一括下請負とは？

- 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

であって、請け負わせた側がその下請工事の施工に**実質的に関与**していると認められない場合。

実質的に関与とは？

- | | |
|------------|-------------|
| ①施工計画の作成 | ②工程管理 |
| ③出来形・品質管理 | ④完成検査 |
| ⑤安全管理 | ⑥下請業者への指導監督 |
| ⑦発注者との協議 | ⑧住民への説明 |
| ⑨官公庁等への届出等 | |
| ⑩近隣工事との調整 | |

元請負人は①～⑩、下請負人については①～⑥等について**主体的に関わる**ことが必要

